

八女市八女地域包括支援センター 高齢者虐待の防止のための指針

1 基本的な考え方

八女市八女地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を策定し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2 虐待の定義

本指針において虐待とは、次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会

（1） 地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的として、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

- (2) 委員会の委員長は、地域包括支援センターの長が務める。
- (3) 虐待対応担当者は、社会福祉士が務める。
- (4) 委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。
- (5) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (6) 委員会の検討事項は、次のとおりとする。
 - ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること。
 - オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - カ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する
- (3) 職員は、地域包括支援センターが実施する研修又は県等が実施する研修会に年1回以上参加するものとする。新規採用職員や人事異動により地域包括支援センターに初めて配置された職員は、必ず受講する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに地域包括支援センター内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに地域包括支援センター内で共有し、解決に努める。
- (2) 虐待等に気づいた職員は、虐待対応担当者に報告し、速やかな解決に繋げられるよう努める。
- (3) 高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 虐待が発生した場合の対応については、「八女市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。また、必要に応じて市の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談を受け付けた職員は、内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、常時閲覧可能とし、地域包括支援センター内に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。